

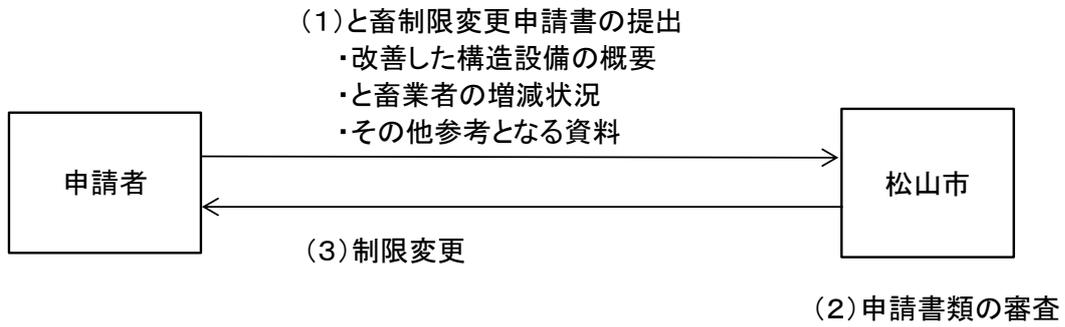
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号

処 分 名	と畜制限変更申請	
処 分 の 概 要	法第5条第2項の規定により処理することができる獣畜の種類及び一日当たりの頭数の制限を受けたと畜場の設置者は、その制限の変更申請を行うことができる。	
根 拠 法 令 名	松山市と畜場法施行細則	
条 項	第4条	
所 管 課	衛生検査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
判 断 基 準		
と畜場法第5条第2項による処理制限を受けた施設について、その制限の変更をと畜制限変更申請及び添付書類にて審査する。		
<p>【根拠法令】</p> <p>&lt;松山市と畜場法施行細則第4条&gt;          法第5条第2項の規定による制限を受けたと畜場の設置者は、その制限の変更を受けようとする場合は、と畜制限変更申請書(様式第3号)により保健所長に申請しなければならない。</p> <p>&lt;と畜場法第5条&gt;          第1項 都道府県知事は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないとき、同項の許可を与えないことができる。          一 人家が密集している場所          二 公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所          三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所          第2項 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第一項の規定による許可を受けたと畜場(以下単に「と畜場」という。)につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び一日当りの頭数を制限することができる。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。